改　16.2　国際監視システムは、主管庁がITU-R決議第23及びITU-R勧告SM.1139の最新版に従って事務総局長に送付した情報において指定した監視局のみで構成される。これらの監視局は、主管庁、主管庁によって認められた公私の団体、２以上の国によって設立された共同監視機関又は国際機関が運用することができる。

第19条　局の識別

第Ⅲ節－呼出符号の組立て

改　19.48　b）無線通信業務で使用する略語のために保留されているITU-R勧告M.1172-0の中の組合せ。

第Ⅴ節　－　海上移動業務における選択呼出番号

改　19.83　§36　海上移動業務の局がITU-R勧告M.476-5及びM.625-4の規定に従って選択呼出装置を使用するときは、その呼出番号は、責任を有する主管庁が次の規定に従って割り当てる。

第Ⅵ節　－　海上移動業務識別

19.98　A.　総則

改　19.99　§39　海上移動業務又は海上移動衛星業務の局[6]が海上移動業務識別を必要とするときは、責任を有する主管庁は、ITU-R勧告M.585-7の第１附属書に掲げられている規定に基づき、その局に識別を割り当てる。主管庁は、海上移動業務識別を割り当てたときは、第20.16号の規定に基づき直ちに無線通信局へ通告しなければならない。

改　19.102　3）　海上移動業務識別の種類は、ITU-R勧告M.585-7の第１附属書に掲げるとおり。

19.108　B.　海上識別数字

改　19.108A　§41　海上識別数字$M_1I_2D_3$は、海上移動業務識別の不可欠な部分であり、識別が付された無線局に責任を有する主管庁を原則として示す。幾つかの場合において海上識別数字$M_1I_2D_3$は、特定の主管庁の責任において地理的区域を示すことができる。さらに、ITU-R勧告M.585の最新版に示されるように、幾つかの海上識別の数値は海上装置用に留保され、主管庁又は地理的区域のいずれにも該当しない。

19.110　C.　海上移動業務識別

改　19.111　§43　1)主管庁は、海上移動業務識別の割当て及び使用に関するITU-R勧告M.585-7の第１附属書に従うものとする。

第21条　1GHzを超える周波数帯を共用する地上業務及び宇宙業務

第Ⅰ節　－　位置及び周波数の選定

改　[1]　21.2.1　宇宙無線通信業務（宇宙から地球）と共用する周波数帯で運用する固定業務又は移動業務の受信局の感度が非常に高いために宇宙局の送信による混信が著しくなる場合には、自局を保護するためにそのアンテナを静止衛星軌道に指向することを避けるものとする。特に、13.4-13.65GHz及び21.4-22GHzの周波数帯においては、静止衛星軌道の方向に関して1.5度の最小離隔を保持することが推奨される。

第Ⅱ節　－　地上局の電力制限値

改　表21-2(WRC-15、改)

| 周波数帯 | 業務 | 制限を定めた条文. |
|---|---|---|
| 1427-1429MHz | 固定衛星 | 第21.2号、 |
| 1610-1645.5MHz （第5.359号） | 気象衛星 | 第21.3号、 |
| 1646.5-1660MHz （第5.359号） | 宇宙研究 | 第21.4号 |
| 1980-2010MHz | 宇宙運用 | 及び第21.5号 |
| 2010-2025MHz （第二地域） | 地球探査衛星 | |
| 2025-2110MHz | 移動衛星 | |
| 2200-2290MHz | | |
| 2655-2670MHz[5]（第二地域及び第三地域） | | |
| 2670-2690MHz[5]（第二地域及び第三地域） | | |
| 5670-5725MHz（第5.453号及び第5.455号） | | |
| 5725-5755MHz[5] （第5.453号及び第5.455号に掲げられている第一地域の国） | | |
| 5755-5850MHz[5] （第5.453号及び第5.455号に掲げられている第一地域の国） | | |
| 5850-7075 MHz | | |
| 7145-7235 MHz* | | |
| 7900-8400 MHz | | |

第Ⅲ節　－　地球局の電力の制限

改　表21-3(WRC-15、改)

| 周波数帯 | 業務 |
|---|---|
| 2025-2110MHz | 地球探査衛星業務 |
| 5670-5725MHz （第5.453号及び第5.455号に掲げる国との関係における第5.454号に掲げる国において） | 固定衛星業務<br>気象衛星業務<br>移動衛星業務<br>宇宙運用業務<br>宇宙研究業務 |
| 5725-5755GHz[6]（第5.453号及び第5.455号に掲げる国との関係における第一地域において） | |
| 5755-5850GHz[6]（第5.453号及び第5.455号に掲げる国との関係における第一地域において） | |
| 5850-7075MHz | |
| 7190-7250MHz | |
| 7900-8400MHz | |
| 10.7-11.7GHz[6]（第一地域において） | |
| 12.5-12.75GHz[6] （第5.494号に掲げる国との関係における第一地域において） | |
| 12.7-12.75GHz[6]（第二地域において） | |
| 12.75-13.25GHz | |
| 14.0-14.25GHz（第5.505号に掲げる国に関して） | |
| 14.25-14.3GHz（第5.505号、第5.508号及び第5.509号に掲げ | |